

**令和 7 年度しまねレッドデータブック改訂業務
企画提案実施要領**

令和 7 年 7 月 11 日

1. 目 的

島根県では多様で豊かな自然を財産として、貴重な野生動植物の状況を把握・保護していくために、県内の絶滅のおそれのある野生動植物とその減少した要因などを取りまとめた「しまねレッドデータブック」を発行しているが、前回改訂（平成 25 年）以降、外来生物による攪乱や生育環境の変化などにより、絶滅のおそれのある野生動植物は増加しているため、このたび、改訂を行うものである。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	令和 7 年度しまねレッドデータブック改訂業務
(2)委託期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(3)業務の内容	・ レッドデータブックに係るデジタルブックの制作 ・ レッドデータブックの製本 ・ レッドデータブック周知リーフレットの作成 ・ 原稿執筆料等の支払い

3. 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

※提出のあった参加表明書及び添付書類に基づき、参加資格審査を行います。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち 1 以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS-Q27001 又は ISO/IEC27001）やプライバシーマーク（JIS-Q15001）を取得、またはこれらと同等の認証・認定等を受けていること。

4. 募集に関するスケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に参加表明書を県に提出して、県は資格の有無を審査し、結果を通知する。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和 7 年 7 月 11 日（金）～ 7 月 22 日（火） ※本業務の「実施要領」、「仕様書」、「提出様式（1～4）」は、県自然環境課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式 1）及び添付資料、提案公募参加資格の遵守に関する誓約書（様式 4）を令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時までに持参または郵送により 1 部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留で締切日 17 時必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和 7 年 7 月 25 日（金）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問書（様式 2）にて令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時までに持参又は電子メールにより提出すること。
(5) 質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知をした者に対して、各参加者からの質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対して電子メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(6) 質疑の回答予定日	令和 7 年 7 月 25 日（金）
(7) 企画提案書提出期限	令和 7 年 8 月 5 日（火）17 時
(8) 審査会への参加通知	・提案が多数の場合は、審査会に先立ち、書面による一次審査を行うこととする。 ・審査会の対象となった者には、令和 7 年 8 月 13 日（水）までに、審査会への参加を書面により通知する。
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和 7 年 8 月 20 日（水）に県庁付近にて審査会を予定 ※審査会の対象となった者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。 ※プレゼンテーションは対面形式で実施する。 ※説明時間は 1 提案あたり 25 分（説明時間 15 分、審査委員からの質疑 10 分）とする。 ※プレゼンテーション時のプロジェクター、スクリーンの利用は、事前連絡があれば、県で準備する。
(10) 受託候補者の決定	令和 7 年 8 月下旬を予定
○提出先及び問い合わせ先 島根県環境生活部自然環境課自然保護係 担当：青木、野尻 〒690-8501 松江市殿町 1 番地（島根県庁東庁舎 3 階） TEL：0852-22-6516 FAX：0852-22-2142 電子メール：shizenkankyo@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・企画提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。
(2) 提出方法	・書面で7部提出すること。 ・令和7年8月5日（火）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留で締切日17時必着に限る。
(3) その他の書類	・見積書（押印不要）を企画提案書（7部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、代表者の職氏名を記載すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②提案競技仕様書及び作成様式に記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、書面及びプレゼンテーションの内容に基づいて、次項の審査基準により審査を行い、本業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託候補者として選定する。 ・提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	①実施体制【配点：10点】 ・印刷会社、コンテンツ制作会社、IT企業などで、デジタルコンテンツの開発、編集、企画、マーケティングなどに携わった経験がある者（知識を持つ者を含む）が配置されているか ・業務遂行に必要な人員が確保された運営体制となっているか ②デジタルブックの内容・発信性【配点：30点】 ・制作するデジタルブックの内容が島根の貴重な動植物の関心・興味を引くようなものであるか ・小学校高学年以上を対象とした教材として適当か

(2) 審査内容	③デジタルブックの操作性【配点：10 点】 ・ 検索したい内容を容易に確認できるか ④提案内容の独創性【配点：10 点】 ・ 効果を高めるための独自発想や提案があるか ⑤保守・メンテナンス性【配点：20 点】 ・ 掲載内容の追加・変更・差し替えなど更新作業が容易にできるシステム提案になっているか ・ 次年度以降の年間の維持管理費や保守体制について、メンテナンス性やランニングコストに優れ、現実的な提案になっているか ⑥見積金額【配点：10 点】 ・ 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか ・ 予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか ⑦類似業務の受託実績【配点：10 点】 ・ 同種・類似の業務実績を有しているか
(3) 応募者への採否通知	令和 7 年 8 月下旬に提案者全員に書面により通知する予定。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
(2) 委託料上限額	11,300 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(3) 契約方法	受託候補者と契約内容及び委託料限度額について協議のうえ、委託契約を締結する。また、採択された企画提案に基づき、県と受託候補者とが協議し、委託内容、仕様等を決定することとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払いとする。ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、前金払することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県の承諾を得た場合はこの限りではない。
(6) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則による。
(7) 著作権等	・ 本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。 ・ 本業務における制作物等は、県及び県が指定する者が運営するウェブサイト等において二次使用を可能とする。
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。